電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

(平成一四年一二月一三日法律第一五三号)

一、提案理由(平成一四年一一月一四日・参議院総務委員会)

国務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案等三法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

最後に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案について御説明申し 上げます。

この法律案は、行政手続のオンライン化に際して必要な署名及び押印に代わる本人確認の手段を、地理的条件等による利用格差が生じないよう提供するために、市町村と都道府県とが連携して実施する高度な個人認証サービスの構築に関する所要の措置を講じようとするものであります。

この法律案の要点は、第一に、住民基本台帳に記録されている者は、市町村の窓口に おいて都道府県知事の発行する電子証明書の提供を受けることができるとともに、都道 府県知事は、電子証明書等の通知を受理した行政機関等からの求めに応じ、当該電子証 明書の失効情報を提供することとしております。

第二に、本法案により構築される制度の運営に当たりましては、取り扱う利用者の個人情報につき、目的外利用の禁止及び関係職員等の秘密保持義務等、適切な措置を講じ、厳重に保護するとともに、都道府県知事は総務大臣の指定する法人に電子証明書の発行に係る電子計算機処理等の事務を委任することができることとしております。

第三に、総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めることとするほか、認証業務等の実施について必要な技術的基準を定めることとしております。

以上が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案等三法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成一四年一一月二二日)

山崎力君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

これら三法律案は、いずれも第百五十四回国会に本院に提出され、継続審議となって いたものであります。

.....(略).....

次に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図るため、電子署名に

係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、三案を一括して議題とし、行政手続オンライン化のメリット、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務拡大の必要性、電子政府・電子自治体における個人情報保護の在り方、電子自治体構築に向けた財政支援策、公的個人認証サービスの内容と開始時期等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して宮本岳志委員、社会 民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ三法律案に反対する旨の意見 が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一四年一一月二一日)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平一四法一五一)の附帯 決議と一括して掲載)

三、衆議院総務委員長報告(平成一四年一二月六日)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました三法案につきまして、総務委員会における審 査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各法案の要旨について申し上げます。

.....(略).....

次に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案は、電磁的方式による申請、届け出等の行政手続における電子署名の円滑な利用の促進を図るため、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に係る制度その他必要な事項を定めようとするものであります。

以上の三法案は、参議院先議に係るものであり、第百五十四回国会に提出され、今国会の去る十一月二十二日本院に送付され、同月二十六日に本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、三法案について、同月二十八日片山総務大臣から提案理由の 説明を聴取し、十二月三日から一括して質疑に入りました。

昨五日、民主党・無所属クラブから、情報通信技術利用法の施行に伴う関係法律整備 法案及び地方公共団体の認証業務法案に対しそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を 聴取した後、三法案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。 次いで、討論を行い、順次各案について採決いたしましたところ、両修正案はそれぞれ 賛成少数をもって否決され、三法案はそれぞれ賛成多数をもって原案のとおり可決すべ きものと決しました。 なお、三法案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一四年一二月五日)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平一四法一五一)の附帯 決議と一括して掲載)